**令和6年度事業計画**

**法人本部**

**１　基本方針**

（１）平成２９年４月施行の社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、引き続き、法に基づく法人の運用が出来るよう「指導監査ガイドライン」による法人経営組織の運営を推進する。

（２）“働き方改革”を総合的に推進し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、

雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保、同一労働同一賃金主旨を踏まえた措置を講じる。また、育児や介護と仕事を両立しやすい職場環境を整える。

（３）社会福祉充実残額について、令和４年度～令和８年度の５年間の社会福祉充実事業の実施を進めていく。

**２　法人及び事業運営に関する主な事項**

（１）監事監査

令和６年５月下旬

（２）理事会、評議員会

①令和６年６月

理事会（６月初旬）

　　　　令和５年度の事業報告について

　　　　令和５年度決算について

　　　定時評議員会（６月下旬　理事会から２週間以上）

　　令和５年度の事業報告について

　　令和５年度決算について

　　②令和６年１１月頃　理事会

　　　　令和５年度の理事長の職務執行状況報告等について

③令和７年３月　理事会、評議員会

令和６年度の補正予算について

令和７年度の事業計画・予算について

令和６年度の理事長の職務執行状況報告等について

（３）第５回阿波白鷺わいわい芸術スポーツ祭の開催

　　障がい者のスポーツ、芸術の振興、自立と社会参加を図り、地域との交流を目指す

「第５回阿波白鷺わいわい芸術スポーツ祭」を、近隣の障害者施設の協力を得て開催する。

**障害者支援施設　春叢園**

**1.基本理念**

**一人ひとりの生きがいを求め、つながり、ささえあい、たくさんの笑顔と、輝きに出会うために**

**2.基本方針**

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ち多様なニーズに適切に対応し個々の想いを受け止めながら個別支援計画を作成し、利用者、保護者の同意のもとサービスを提供します。

又、福祉サービスや人権に関する事等、相談、苦情においても誠意をもって対応し苦情解決規程に基づき一定のルールに沿った方法で解決を図ります。

(1)自立支援

利用者がライフステージのあらゆる段階において、障害の程度にかかわらず、自立した生活をめざし、社会活動へ積極的に参加出来るよう支援します。

(2)主体性の尊重

可能な限り本人の意思を尊重し、自己選択自己決定が出来るよう支援します。

(3)生活の質の向上

利用者の人格と個性を尊重し、ゆたかな生活が送れるよう支援します。

**3.職種別職員数**（令和6年4月1日現在）

園長 1名　 　 　生活支援員 　31名(嘱託含む)　　看護師 　3名 管理栄養士 1名

サービス管理責任者 2名(1名兼務)

**4.利用定員**

・生活介護事業定員59名 ・施設入所事業定員40名 ・短期入所事業 利用定員４名

**5.支援計画**

(1)**施設入所支援**

**施設入所支援については**、利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき、利用者が健康で充実した生活が送れるよう支援します。障害の程度や特性を配慮し、夕方から翌朝までの食事・入浴・排泄・睡眠等の日常生活全般のサービスを提供し、健康管理、栄養管理、衛生面での支援等を専門職との連携を図りながら行います。

(2)**日中活動支援(生活介護)**

感染症に細心の注意を払いながら、出来る限り通常の活動が行えるよう取り組みます。

利用契約書、重要事項説明書、利用者のニーズに沿った個別支援計画に基づき、意思決定支援に配慮しながら、利用者の特性、能力、年齢等を勘案し食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援を提供すると共に軽作業等の生産活動や制作活動の機会を提供し、利用者の身体能力の向上や日常生活能力の維持・向上を図ります。

地域移行支援として地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行い地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための支援内容として、食事や家事等の日常生活能力向上の支援のほか、金銭管理、日常生活上の相談支援や生産機会、園外実習の提供等、充実を図ります。

また、スポーツ、文化、芸術活動をとおし、個々の才能、希望に合わせた余暇提供(クラブ活動)の一環として、文化、芸術、各種スポーツへの取り組みや大会参加への支援等を行います。

☆わいわい村での活動

・自閉症の方が個別空間の中で活動に取り組める環境作り、行動障害のある利用者には障害特性に対応した体制整備に取り組みます。個別プログラムへの取り組みや構造化を図り、落ち着いた生活が送れるよう支援します。

・利用者、地域の住民の活動場所

わいわい村を利用者の方の活動、地域の方々との交流を図る活動場所とすると共に社会貢献の一環を担い、地域の拠点として活用していきます。

・四季を楽しめる公園、アート作品の拠点

同敷地には利用者のアート作品を常設展示しているログハウスがあり、芸術の活動発進、古代蓮の池や河津桜、染井吉野、枝垂れ桜、アジサイ、ミカン畑等もあり、園芸作業実習地としても活用し、四季を通して地域の方々にも楽しんでもらえる場所とします。又、わいわい美術館を活用し、利用者の個展、阿波白鷺わいわいスポーツ・芸術祭の実施をします。

ビニールハウス、果樹園、園芸作業では利用者の就労活動、工賃アップに繋げます。

**活動班**

1. なごむ活動

自閉症の方を対象に環境を整えた、わいわい村「カモミール」を利用し、障害特性に応じた支援を行います。

1. わいわい活動

園外実習の機会や生産活動の機会を提供するほか、地域移行に繋がる支援を行います。わいわい村の植裁、池周辺の水生植物の管理のほか、野菜、ハーブ栽培を行いJAが運営する「とくとくターミナル」「えがお」等で販売を行います。

園芸作業については、利用者の障害特性、体力面を考慮しながら季節に応じた苗植えから収穫まで無理のない活動を行います。

1. いきいき活動

軽作業、創作活動、機能訓練、生産活動の提供を行い、達成感や働く喜びを実感できるよう支援します。

1. ゆったり活動

日常生活支援、音楽療法、リハビリ訓練等を実施し、身体機能の維持を目的に実施します。

**６.食事の提供**

本年度の食事献立、栄養管理に関する業務の基本的な支援方針は次の通りとします。

ヘルスケアサービスの一環として、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するための栄養管理、衛生管理を基本とし、利用者１人ひとりの栄養改善や食生活の質の向上のために、他職種と協働して栄養ケア・マネジメントを行い、最適な栄養ケアを提供します。

食事委託業者と密に連携し食事管理会議を開催し食事状況、メニュー、喫食状況について情報共有します。

個人の嗜好を尊重すると共に、バランスの取れた食事が提供できるよう栄養指導を実施するなど良好な食生活について支援を行います。

・栄養管理

日本人の食事摂取基準を基に、令和6年度の食事摂取基準を次の通りとします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| エネルギー(Kcal) | タンパク質(g) | 脂肪  (g) | Ca  (mg) | Fe  (mg) | K  (mg) | VA  (IU) | VB1  (mg) | VB2  (mg) | ナイアシン(mg) | VC  (mg) | VD  (μg) | 食物繊維 |
| 1900 | 62~95 | 42  ~64 | 700 | 9,0 | 2830 | 790 | 1.20 | 1.34 | 13 | 100 | 8.5 | 20 |

個別に求めた推定エネルギー必要量(基礎代謝量に対する身体活動レベルの倍率で求める)に近づ

けるため、1400Kcal ~2400Kcalの間、200kcal刻みの6段階の食事を提供します。

・特別食

※医師の指示による治療食

|  |  |
| --- | --- |
| 糖尿食 | マンナンご飯使用し適正なエネルギー、バランスの良い食事の提供 |
| 減塩食 | 付加食塩6gを目標にした食事の提供 |
| 高脂血症食 | 牛乳は低脂肪乳に代替、卵1日1ｹまで、肉類控えたバランスの良い食事の提供 |
| 痛風食 | プリン体を多く含む食品を控えたバランスの良い食事の提供 |
| その他 | ・肥満者(BMI法による)には、食事の調整と運動を並行して行い、必要に応じて肥満・便秘解消のためマンナンご飯使用  ・食事摂取量不足の場合必要に応じて高カロリー飲料・中鎖脂肪酸使用  ・褥創改善・必要に応じてアミノ酸補助食品補給  ・利用者の咀嚼、燕下の程度に応じたきざみ食・ソフト食提供  ・便秘改善のため必要に応じて粉末食物繊維使用  ・その他医師の指示により必要な治療食の提供 |

・行事食

昔ながらの暦の上での行事食や郷土食、季節感のある料理をできる限り手作りで提供できるよう努め、献立に変化を持たせ利用者に喜ばれるよう配慮します。

・その他

食事開始時間に幅を持たせ、ゆっくりと利用者のペースで食事ができるように配慮します。毎週1回の選択メニューやバイキング等による食事を提供します。

又、わいわい村で収穫した野菜等を食事で利用し、季節感と収穫の喜びを得られるよう配慮します。

**7.健康管理、疾病予防等**

　利用者の健康管理については健康観察や各種検診を実施し、利用者の身体状況に応じて適切な処置を行います。

　服薬管理や皮膚疾患に対する軟膏塗布・口腔ケア・感染症対策・体重測定等を実施します。また、感染症に対応した消毒、換気等を行います。

特に高齢利用者に対しては、十分な観察業務と高齢化に伴う生活習慣病、骨粗鬆症等の治療を継続して行います。

　日頃より利用者の健康チェックに努めるほか、適宜、看護師よる健康相談・血圧測定を行います。

・疾病対策

　利用者の食事の摂取量、睡眠状況、排便の有無、体重の変化等の把握に努めます。

　年2回、健康診断として血液検査、心電図等の検査を行うほか、利用者により脳波検査、血中濃度検査、骨塩量の測定、胃カメラ等を行います。

・感染症対策委員会を定期的に実施します。

※ 年間保健計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 4月 | 歯科検診 | 10月 | 前立腺がん検診 |
| 5月 | ＊＊＊ | 11月 | インフルエンザ予防接種･結核検診 |
| 6月 | 婦人科検診 | 12月 | ＊＊＊ |
| 7月 | 健康診断 | 1月 | インフルエンザ予防接種・健康診断 |
| 8月 | ＊＊＊ | 2月 | ＊＊＊ |
| 9月 | ＊＊＊ | 3月 | ＊＊＊ |

※コロナワクチン接種については国の方針により実施します。

**8.各種事業関係**

・日中一時支援事業

　障害者総合支援法第77条の規定による地域生活支援事業の「日中一時支援事業」に係わるサービ

スについて、徳島市・鳴門市・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町・石井町・神山町と契約を交わすことにより、利用者の日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を実施し生活の充実を図ることを目的として事業を実施します。

・短期入所事業

　利用児、利用者の保護者が社会的理由・私的理由等により、一時的に保護が必要となった場合に

必要なサービスを適切に行います。

　事業の実施については、地域との結びつきを重視し、利用児、利用者の所在する市町村、他の居

宅事業者、その他の保健医療や福祉に係わるサービスを提供する者との連携に努めます。

　利用児、利用者の身体及び精神の状況並びに、その置かれている環境に応じて必要な保護を行い利用児、利用者の支援と日常生活の充実を図ります。

「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか、関係法令を遵守し事業を実施します。

**9. 地域交流・地域交流室の活用**

　地域住民との交流や学習の場として活用するほか、レクリエーションや研修会を定期的に開催し参加を募るものとします。

　松茂中学校との交流事業、地域のボランティア活動の拠点として新型コロナ感染症の状況を見極めながら活用します。

**10. 防災関係**

火災、地震、台風、水害等の災害予防については、日常より非常災害の場合に備え被害を最小限度にくい止めるため防災意識の啓発に努めます。

　避難訓練を月1回実施することにより、利用者、職員に避難経路や避難場所の確認、初期消火等、非常災害時に生命の安全、保護を第一とした行動を徹底します。

(1)設備等の安全管理

・消防設備の点検

・電気器具、その他点検整備

・火気使用の後始末

・家具類の転倒落下防止等

(2)防災訓練

　 災害発生時には、初期活動の重要性を認識し、自衛消防組織により各自の任務を確認して迅速な行動が取れるように、年１回板野東部消防組合との合同訓練を実施します。

(3)松茂町との災害時における協定について

　松茂町と「災害時における避難施設としての使用に関する協定書」を締結し、松茂町に水害（津波、高潮、洪水）が発生した場合、春叢園を一時的避難施設、福祉避難施設として使用します。

救助活動を行い、以てその被害を最小限に防止します。

(4）大規模災害時相互応援協定法人(施設)連絡会について

　 立地条件、施設形態の異なる次の4法人の施設が、大災害時に被害の小さい所から被害の大きい所へ人的、物的応援活動を行うことを目的とします。

　仁栄会(春叢園・ねむのき) 大麻福祉の町(草の実学園・板東の丘・めだか・Ｂａｎｄｅ桧) 愛育会(吉野川育成園・地域生活総合支援センターおりなす)しあわせ福祉会(しあわせの里)の4法人が、平成22年9月8日に協定締結し、定期的に連絡会に参加します。

(5)すだちくんメール「安否、参集確認サービス」の事業者登録を利用し適宜、伝達訓練を実施します。

**11.苦情解決事業**

　社会福祉法第82条の規定により、利用者、家族からの苦情に適切に対応するための体制を整え、苦情が発生した場合には、苦情解決実施要綱に基づき対応します。

　苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員は以下の通りです。

・苦情解決責任者　1 名 施設長

・苦情受付担当者　2 名 生活支援員

・第 三 者 委 員 2 名 日切加奈子(仁栄会監事) 福岡公典(支援者会会長)

**12.職員研修**

　職員の専門性を高め、その専門性を日常業務の中で最大限に発揮する為、サービスの質の確保や職員の資質向上を目的として、関係機関が開催する研修会等へ職員を派遣します。

・研修計画を策定し、職員の資質向上に努めます。

・強度行動障害支援者養成研修を受講し、多様な障害に対応できる人材育成を図ります。

・虐待、人権侵害、拘束等について講師を招き、合同研修会を実施し権利擁護に務めます。

・感染症に対する研修会を定期的に開催します。

**相談支援事業所　仁栄会**

**1.事業の設置目的**

徳島県、松茂町より委託を受けた指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所として、基本相談に加え、福祉サービスの利用に伴う計画相談支援（サービス等利用計画の作成）並びに、障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成）を行います。

**2.基本方針**

本人主体を柱とし、ライフステージに合わせ、本人に寄り添った支援を行います。

**3.事業内容**

(1)指定一般相談支援（地域移行、地域定着）

・福祉サービスの利用支援

・社会資源を活用する為の支援

・社会生活力を高める為の支援

・就労相談（就労支援センター及び就業・生活支援事業所との連携を含む）の実施

・権利擁護の為に必要な支援

・適切な専門機関への紹介

(2)指定特定相談支援事業（計画相談）

きめ細やかなアセスメントを行い、相談者に寄り添ったサービス等利用計画を作成しモニタリングを実施します

(3) 障害児相談支援事業（障害児支援利用計画）

きめ細やかなアセスメントを行い、相談者に寄り添った障害児支援利用計画の作成とモニタリングを実施します。

(3)地域社会との共生

・県、市町村及び関係機関との円滑な連携

・自立支援協議会への参加

・地域の相談ニーズへの対応や医療機関のコーディネート

**4.職員研修**

相談支援専門員としての資質向上と専門性を高めること、並びに、加算増加につなげることを目的とし、対象となる研修会に積極的に参加します

**5.事故防止、危機管理**

・個人情報関係書類の管理に努めます

・法令を遵守し、安全運転に努めます

・感染予防に努めます

**6.社会貢献**

松茂町を主に近隣の障がい児の居場所づくりと家族への支援として『ウイング』の活動に参加し、地域にて公益的に取り組みます

**7.苦情解決、虐待対応**

障害者等の人権の擁護のために、虐待防止に関する責任者の選定、苦情解決体制の整備や職員研修の実施等を講じます。